

自家発電 Q & A 48

自家発電設備の燃料の貯蔵・取扱いについて

2月号では自家発電設備の燃料貯蔵等について、建築基準法上の単体規定と集団規定による規制内容を紹介しました。

3月号から2回シリーズで消防法による自家発電

設備の燃料の貯蔵・取扱いに関する規制について紹介します。1回目は燃料の貯蔵・取扱いに関する規制の概要、2回目は特に長時間運転に伴う規制について紹介します。

Q 1 近年は以前にも増して自然災害（地震、台風等）が多発するようになりました。このような中で停電対策用や事業継続用としての役割も担う自家発電設備の重要性はますます大きくなってきています。

自家発電設備を運転しようとする場合、消防法により燃料の貯蔵・取扱いに関する規制を受けるとは思いますが、この規制について教えてください。

A 1 燃料の貯蔵・取扱いに関する消防法の危険物規制では、危険性が法律で規制する必要があるレベルとなる量を「指定数量」とし、危険物の規制に関する政令第1条の11により、その量を定めています。

このうち、自家発電設備の液体燃料として使用される第4類（石油類）の指定数量は、表1のとおりです。

Q 2 消防法上、指定数量はどのようなものとして扱われているのでしょうか。

A 2 消防法の危険物規制は、指定数量を基準として、指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱う場合は法（消防法）により、指定数量未満の場合は市町村の条例により行うこととされています。

危険物規制の概要を6ページの図1に示します。

表1 第4類（石油類）の指定数量

類別	品名	指定数量
第4類	第1石油類（ガソリン等）	200 L
	第2石油類（灯油、軽油等）	1,000 L
	第3石油類（重油等）	2,000 L
	第4石油類（ギヤー油、シリンダー油等）	6,000 L

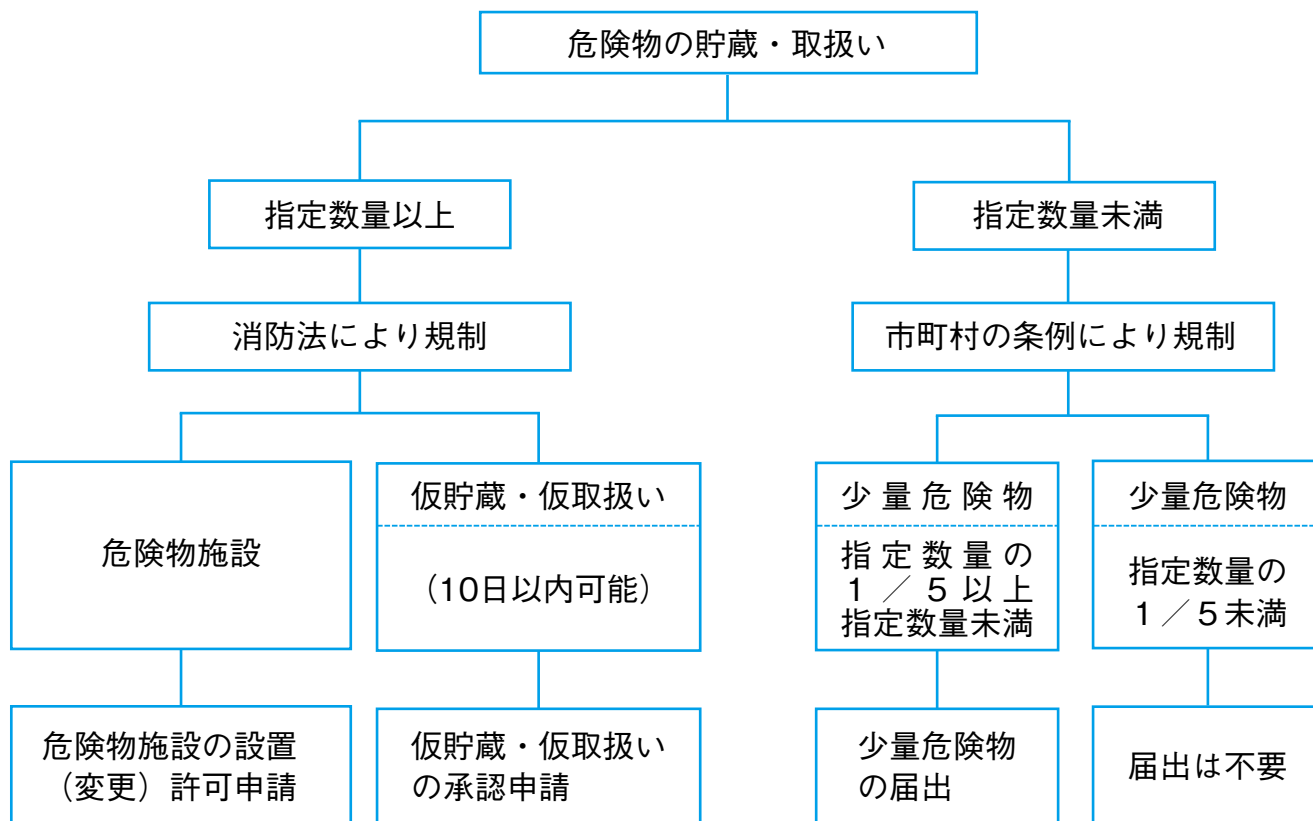


図1 危険物規制の概要

Q 3 指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱う場合は、危険物施設（危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所）としての許可が必要とされますが、この許可とは、どのような意味を持つものなのでしょうか。

A 3 危険物規制の許可とは、設置（変更）が禁止されている危険物施設に対して、一定の許可基準に適合していると認められる場合、その禁止を解除して設置（変更）を可能とする行政行為をいいます。

消防法第11条第2項では、危険物施設の設置（変更）の許可申請に対して、市町村長等は次の2つの要件を満たしている場合、許可を与えなければならないと定めています。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備が、危険物施設の区分ごとに政令で定める技術上の基準に適合していること。

イ 危険物施設における危険物の貯蔵又は取扱いが、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。

Q 4 この許可の申請手続きについて教えてください。

A 4 許可申請の手続きは、次のとおり設置（変更）許可申請と完成検査申請の2つに大別することができます。

(1) 設置（変更）許可申請

設置（変更）工事を行う前に、設置（変更）しようとする危険物施設の計画について、必要書類を添えて市町村長等の審査を受けるために行う。

審査の結果、計画が許可要件を満たしているものと確認されれば、設置（変更）工事に着手できる。

(2) 完成検査申請

設置（変更）工事完了後に、危険物施設が計画どおり設置（変更）されているかどうか、市町村長等の検査を受けるために行う。

検査の結果、計画どおり工事がなされているものと確認されれば、施設の使用が可能と

なる。危険物施設に関する設置（変更）許可申請から使用開始までの手続きのフローを図2に示します。

Q 5 指定数量未満の危険物（少量危険物）は、市町村条例により規制されるとのことですが、その貯蔵・取扱いは、どのように定められているのでしょうか。

A 5 総務省消防庁では、市町村が火災予防条例を制定する際、そのモデルとなり、おおむね修正を加えることなく定めることができるように配慮した、「火災予防条例（例）」を示しています。火災予防条例（例）において、少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準が示され、その概要は次のとおりです。

ア 少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準（条例（例）第30条）

- ・貯蔵・取扱う場所では、みだりに火気を使用せず、常に整理・清掃を行うとともに

に不必要な物を置かないこと。

- ・貯蔵・取扱う場合、危険物が漏れ、溢れ、飛散しないよう必要な措置を講じること。
- ・危険物を貯蔵・取扱う容器は、当該危険物の性質に適応し、破損、腐食等がないこと。
- ・危険物を収納した容器を貯蔵・取扱う場合、みだりに転倒、落下、衝撃等の粗暴な行為はしないこと。また、地震等による転落、転倒、落下物による損傷を受けないよう必要な措置を講じること。

イ 指定数量の1/5以上の少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準（条例（例）第30条、第31条、第31条の2から第31条の8）

- ・少量危険物でも特に指定数量の1/5以上のものは、第31条の規定により前記アの第30条で定める基準のほか、第31条の2から第31条の8までに定める技術上の基準（指定数量以上の危険物の基準に準じた基準）によらなければならないこととされている。

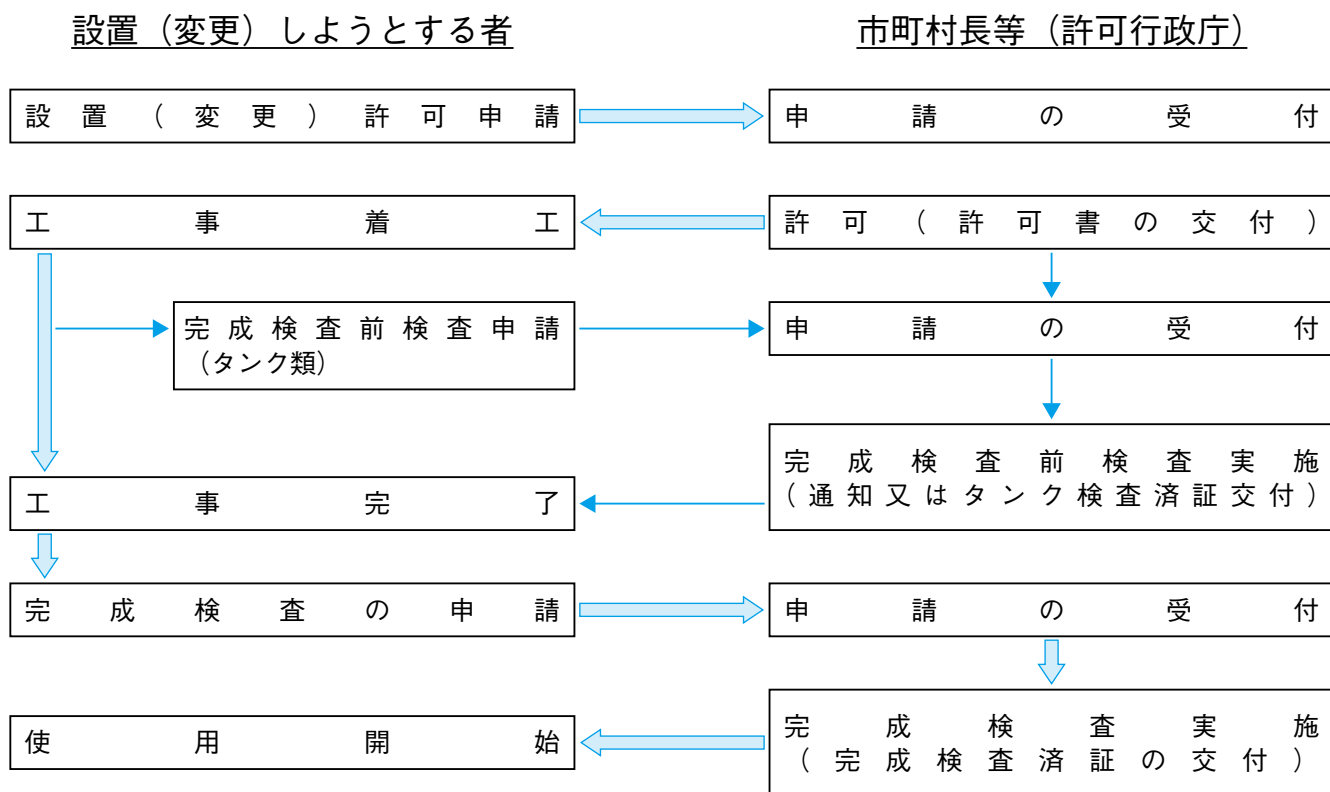


図2 危険物施設に関する設置(変更)許可申請から使用開始までの手続きのフロー